

○白井市道路占用料条例（平成17年条例第16号）新旧対照表

改正案				現行			
(略)				(略)			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	単位	占用料	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	占用物件	単位	占用料
	第1種電柱	1本につき1年	740円		第1種電柱	1本につき1年	1,000円
	第2種電柱	年	1,100円		第2種電柱	年	1,600円
	第3種電柱		1,500円		第3種電柱		2,200円
	第1種電話柱		660円		第1種電話柱		930円
	第2種電話柱		1,000円		第2種電話柱		1,500円
	第3種電話柱		1,400円		第3種電話柱		2,100円
	その他の柱類		66円		その他の柱類		72円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6円		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	10円
	地下電線その他地下に設ける線類		3円		地下電線その他地下に設ける線類		5円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	650円		路上に設ける変圧器	1個につき1年	700円
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	390円		地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	480円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,300円		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,400円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		550円		郵便差出箱及び信書便差出箱		600円
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,300円		その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,400円
	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	27円		外径が0.1メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	48円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		39円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		72円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		59円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		95円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		79円		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		190円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		110円		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		480円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		150円		外径が1メートル以上のもの		950円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		270円				
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		390円				
	外径が1メートル以上のもの		790円				
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	1,300円		法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占有面積1平方メートルにつき1年	1,400円

法第32条	上空に設ける通路	占用面積1平	900円
第1項第5号に掲げる施設	地下に設ける通路	方メートルにつき1年	540円
	その他のもの	つき1年	1,300円
法第32条	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	180円
第1項第6号に掲げる施設	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	180円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円
第7条第1号に掲げる物件	標識	1本につき1年	1,000円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日
		その他のもの	1本につき1月
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月
		その他のもの	900円
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,300円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	180円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			130円

備考

- 1～4 (略)
- 5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積が0.01平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に0.01平方メートル未満の端数があるときは、その全面積又はその端数の面積を切り捨てて計算するものとする。
- 6 占用物件の長さが0.01メートル未満であるとき、又はこの長さに0.01メートル未満の端数があるときは、その全長又はその端数の長さを切り捨てて計算するものとする。
- 7～9 (略)

法第32条	上空に設ける通路	占用面積1平	2,900円
第1項第5号に掲げる施設	地下に設ける通路	方メートルにつき1年	1,500円
	その他のもの	つき1年	1,400円
法第32条	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	44円
第1項第6号に掲げる施設	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	440円
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	4,400円
第7条第1号に掲げる物件	標識	1本につき1年	1,100円
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日
		その他のもの	1本につき1月
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月
		その他のもの	2,200円
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	1,400円
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	440円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			140円

備考

- 1～4 (略)
- 5 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積が1平方メートル未満であるとき、又はこれらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 6 占用物件の長さが1メートル未満であるとき、又はこの長さに1メートル未満の端数があるときは、1メートルとして計算するものとする。
- 7～9 (略)